

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	富士精工株式会社			コード	6142
提出日	2026/4/23	異動(予定)日	2026/5/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されているため。				
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし			
1	小川 桂子	社外取締役	○												○						
2	近藤 隆弘	社外取締役	○												△						
3	平野 徹	社外監査役	○												○						
4	木村 元泰	社外監査役	○																	○	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	独立役員として指定しております社外取締役の小川 桂子氏は、ユニオンツール株式会社の顧問であり、同社との間に商品供給等の取引関係がありますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少なため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	小川 桂子氏は、取引先の業務執行者であります。左記「該当状況についての説明」記載のとおり、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、他の上場会社の執行役員として豊富な経験及び幅広い識見を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に適切な役割を遂行いただけるものと判断するため、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。
2	独立役員として指定しております社外取締役の近藤 隆弘氏は、豊田通商株式会社の出身者であり、同社との間に製品販売等の取引関係がありますが、主要な取引先の出身者ではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	近藤 隆弘氏は、過去取引先の業務執行者でありましたが、左記「該当状況についての説明」記載のとおり、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、他の上場会社の出身者として、また、中国ビジネスのエキスパートとして、自動車業界および工作機械業界における豊富な経験と企業経営や技術開発に関する高い識見を有しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていると判断するため、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。
3	独立役員として指定しております社外監査役の平野 徹氏は、成田・長谷川法律事務所所属しており、同事務所との間に顧問契約による取引関係がありますが、その顧問料は極めて僅少なため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	平野 徹氏は、取引先の業務執行者であります。左記「該当状況についての説明」記載のとおり、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、企業法務に関する専門知識と実務経験を有しており、取締役の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視等に十分な役割を果たしていると判断するため、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。
4	該当事項なし	木村 元泰氏は、上記「役員の属性」a~lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。同氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門知識と実務経験を有しており、取締役の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視等に十分な役割を果たしていると判断するため、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。

## 4. 補足説明

・小川 桂子氏及び近藤 隆弘氏は、既に社外取締役の独立役員として届け出ておりますが、本定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されているため、あわせて独立役員として届け出を行うものです。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。